

# 経済要録

## 国 内

### ◆金融再生委員会、「地域金融機関の資本増強についての基本的考え方」を公表

金融再生委員会は、6月10日、「地域金融機関の資本増強についての基本的考え方」を公表した。その概要は、以下のとおり。

2001年3月末までに、地域金融を含め揺らぐことのない強い競争力をもった金融システムを再構築するため、金融機関の不良債権の処理を基本的に終了し、十分な資本を確保。地域金融機関についても、基本的には15行と同様の考え方により早期健全化法に基づく資本増強制度ができる限り早期に活用。

#### I. 基本的な考え方

- 地域の実情に応じた資本増強。地域の中小企業に対する資金供給を考慮。
- 地域金融機関の信用供与の円滑化により企業活動や雇用状況など地域経済を活性化。
- 地域金融機関の新たな再編を促進し金融システムを効率化。
- 次の金融機関には資本増強の規模や条件を優遇。
  - ・地域の信用供与について主要な役割
  - ・地域の金融市场の適正な競争確保のため必要
  - ・資本増強を契機とした地域の金融再編
- 地域金融機関の実態に応じた経営健全化計画の記載内容。迅速な審査。

#### II. 地域金融機関の資本増強額等

- 不良債権の処理を基本的に終了し、市場の十分な信認が得られ、地域の金融システムの安定化が図られるよう十分な額の資本増強。国内基準行の場合も最低水準を満たすとの考え方ではなく、今後発生し得るリスクにも対応できる水準。
- 不良債権については、公認会計士協会の実務指針に従い必要かつ十分な償却・引当。有価証券含み損も考慮。税効果計上額は、今後5年間の見込税額を目安。
- 過少資本行等の場合、個別金融機関の救済目的ではないといった観点から、財務内容の健全性、取得株式の処分可能性、地域経済への影響等を審査。
- 特に著しい過少資本行の存続が地域経済にとって必要不可欠とは、地域における融資比率が相当程度、かつ、地域の経済界等が金融機関の自力調達に応じる等その存続に協力していることが前提。

#### III. 地域金融機関の株式等の引受け条件

- 引受け条件については、15行と同様の構造。金融再編により金融機関の収益性や財務内容の改善が図られること等を評価。特に、その地域における融資比率等を考慮しつつ、地域経済への貢献も評価。

## ◆日本銀行、「国債決済R T G S化の要件の一部変更——関係者のご意見を踏まえて——」を公表

日本銀行は、6月11日、「国債決済R T G S化の要件の一部変更——関係者のご意見を踏まえて——」を公表した（その内容については、『日本銀行調査月報』1999年6月号参照）。

## ◆東京相和銀行に対する金融整理管財人による管理命令

日本銀行は、6月12日、金融再生委員会からの東京相和銀行に対する金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分に関し、以下の内容の総裁談話を公表した。

1. 本日、東京相和銀行より、「金融再生委員会から、『金融機能の再生のための緊急措置に関する法律』に基づく『金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分』を受け、金融整理管財人に預金保険機構等が選任された」との報告があった。また、金融再生委員会からも、同様の連絡を受けた。

2. 今後、東京相和銀行は、金融整理管財人の下で、適切な業務運営に取り組みつつ、預金保険機構の資金援助を前提として、速やかに受皿金融機関への営業譲渡等を図っていくこととなる。

3. 日本銀行は、日本銀行法第38条の規定に基づく大蔵大臣からの要請を受け、東京相和銀行の金融整理管財人による管理が終了するまでの間、同行に対し業務継続に必要な資金を

供給する方針を、本日の政策委員会で決定した。

4. 以上の措置を通じて、東京相和銀行は通常どおり営業を継続するとともに、預金、インターバンク取引を含め、同行の全ての債務の円滑な履行が確保される。日本銀行としては、これにより預金者等の保護及び信用秩序の維持が図られるものと考えている。

## ◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を発表

日本銀行は、6月14日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。また、同会合において、金融政策判断の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解を了承し、これを「金融経済月報」に掲載、同16日に公表したほか、4月22日に開かれた金融政策決定会合の議事要旨を承認し、これを6月17日に公表した。

### 記

より潤沢な資金供給を行い、無担保コールレート（オーバーナイト物）を、できるだけ低めに推移するよう促す。

その際、短期金融市場に混乱の生じないよう、その機能の維持に十分配意しつつ、当初（注）0.15%前後を目指し、その後市場の状況を踏まえながら、徐々に一層の低下を促す。

（注）「当初」とは、2月12日金融政策決定会合時点。

(別添)

記

平成11年6月14日  
日本銀行

## 当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、当面の金融政策運営について現状維持とすることを決定した（賛成多数）。

すなわち、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下の通りである。

より潤沢な資金供給を行い、無担保コールレート（オーバーナイト物）を、できるだけ低めに推移するよう促す。

その際、短期金融市場に混乱の生じないよう、その機能の維持に十分配意しつつ、当初（注）0.15%前後を目指し、その後市場の状況を踏まえながら、徐々に一層の低下を促す。

（注）「当初」とは、2月12日金融政策決定会合時点。

## ◆日本銀行、「金銭を担保とする国債の借入における借入対象選定要領」等を改正

日本銀行は、6月14日、政策委員会・金融政策決定会合において、金融調節の一層の円滑化を図る観点等から、下記の基本要領を改正することを決定し、これを公表した。

1. 「金銭を担保とする国債の借入における借入対象選定基本要領」 .....別紙1
2. 「金銭を担保とする国債の借入基本要領」（平成9年10月28日決定）中一部改正 .....別紙2
3. 「コマーシャル・ペーパーの売戻条件付買入における買入対象選定基本要領」（平成10年12月15日決定）中一部改正 .....別紙3
4. 「社債等を担保とする手形買入における買入対象選定基本要領」（平成11年2月12日決定）中一部改正 .....別紙4

以上

別紙1

「金銭を担保とする国債の借入における借入対象選定基本要領」（全面改正）

### 1. 趣旨

この基本要領は、金融調節に関する事務手続きの一層の明確化を図る趣旨から、「金銭を担保とする国債の借入基本要領」（平成9年10月28日付政第45号別紙）に規定する借入対象先（以下「借入対象先」という。）の選定を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

### 2. 借入対象先の選定基準等

（1）借入対象先の選定に当っては、借入対象

先となることを希望する先を公募するものとする。

(2) 借入対象先については、(1)の公募に応じた者の中から、次に掲げる要件を満たす先を選定する。

イ、 本行本店の当座預金取引先であること  
ロ、 日本銀行金融ネットワークシステムを利用していること

ハ、 信用力が十分であること

(3) (2)に掲げる要件を満たした先の数が、本行が金銭を担保とする国債の借入（以下「国債借入」という。）の円滑な実施のために適當と認める借入対象先の数を上回る場合には、次に掲げる事項を勘案して借入対象先を選定する。

イ、 金銭を担保とする国債の貸借市場（以下「レポ市場」という。）における取引高

ロ、 レポ市場における取引平均残高

ハ、 レポ市場における取引先数

ニ、 レポ市場における金利情報の市場参加者への提供状況

ホ、 既存の借入対象先については、本行の国債借入における落札実績

### 3. 借入対象先の選定頻度

借入対象先は、原則として年1回の頻度で見直すこととする。

### 4. 借入対象先の遵守事項等

(1) 借入対象先の公募に際しては、次に掲げる借入対象先としての遵守事項を明示するものとする。

イ、 本行の国債借入に積極的に応札すること

ロ、 正確かつ迅速に事務を処理すること  
ハ、 金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること

(2) 借入対象先が(1)に掲げる事項に著しく背馳した場合には、借入対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(3) (2)に定める場合のほか、2.に定める基準に鑑み必要と認められる場合には、借入対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

### (附則)

この基本要領は、平成11年6月14日から実施する。

別紙2

「金銭を担保とする国債の借入基本要領」中一部改正

○ 2. を横線のとおり改める。

### 2. 借入対象先

金融機関（日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第三十七条第一項に規定する金融機関をいう。）、証券会社（日本銀行法施行令（平成九年政令第三百八十五号）第十条第一項第二号に規定する証券会社及び同項第四号に規定する外国証券会社をいう。）、証券金融会社（同項第三号に規定する証券金融会社をいう。）及び短資業者（同項第五号に規定する者をいう。）のうち、別に定める金銭を担保とする国債の借入を円滑に行うために必要と認められる要件を満たすところにより選定した先とする。

## (附則)

この一部改正は、平成11年6月14日から実施する。

別紙3

を利用していること

ハ母、 信用力が十分であること

ニム、 買入基本要領7.に定める種類の担保を根担保として一定金額以上差入れができることができる

「コマーシャル・ペーパーの売戻条件付買入における買入対象先選定基本要領」中一部改正

○ 2. (2) を横線のとおり改める。

(2) 買入対象先については、(1) の公募に応じた者の中から、次に掲げる要件を満たす先を選定する。

- イ、 本行本店の当座預金取引先であること  
ロ、 日本銀行金融ネットワークシステム  
を利用する  
こと

ハ母、 信用力が十分であること

## (附則)

この一部改正は、平成11年6月14日から実施する。

別紙4

「社債等を担保とする手形買入における買入対象先選定基本要領」中一部改正

○ 2. (2) を横線のとおり定める。

(2) 買入対象先については、(1) の公募に応じた者の中から、次に掲げる要件を満たす先を選定する。

- イ、 本行本店の当座預金取引先であること  
ロ、 日本銀行金融ネットワークシステム

を利用していること

ハ母、 信用力が十分であること

ニム、 買入基本要領7.に定める種類の担保を根担保として一定金額以上差入れができる

## (附則)

この一部改正は、平成11年6月14日から実施する。

◆東京銀行協会・日本銀行、「2000年問題グローバル・テストの実施について（速報）」を公表

東京銀行協会・日本銀行は、6月15日、「2000年問題グローバル・テストの実施について（速報）」を公表した。これは、世界各国の主要決済システムが、国境を跨る資金決済の2000年問題対応状況をテストするために共同で実施したもの（6月12、13日実施。わが国からは外国為替円決済システム及び同システムに参加する金融機関のうち36先が参加）。わが国の関係では、本邦からのテスト参加者がかかる国境を跨る電文の処理、及び外国為替円決済システムを通じた円資金決済の処理は、特段の問題なく終了した。

◆産業構造審議会・産業資金部会・産業金融小委員会、報告書を公表

産業構造審議会・産業資金部会・産業金融小委員会は、6月18日、報告書を公表した。これは、金融不安に対応した現下の緊急避難的な状

況からの脱却と国際的に通用する効率的で拡張性のある金融資本市場の構築に向け、具体的な課題と解決の方法を提示するとともに、事業法人を金融資本市場の重要なプレイヤーとして位置付けた新たな産業金融の姿を展望すべく取りまとめられたもの。具体的には、①金融資本市場における共通基盤である法制、税制の整備、②情報化の流れを先取りするインフラの構築、③リスクマネーを円滑に供給するためのインフラ整備、④競争原理が適正かつ十分に働く「総参加型」金融資本市場の構築、について提言している。

## ◆金融監督庁、「地方銀行（64行）に対する検査・考查結果について」を公表

金融監督庁は、6月22日、「地方銀行（64行）に対する検査・考查結果について」を公表した。その内容は、以下のとおり。

地方銀行（64行）に対する検査・考查結果について

地方銀行（地方銀行協会加盟行64行）に対する検査・考查結果は下記のとおり。

### 記

1. 検査基準日：平成10年3月31日

2. 総与信の査定状況

I 分類（II分類、III分類及びIV分類としない資産） 126兆9,905億円

II 分類（個別に適切なリスク管理を要する資産） 15兆8,079億円

III分類（最終の回収に重大な懸念が存在する資産） 1兆3,042億円

IV分類（回収不可能又は無価値と判定される資産） 1,343億円

検査基準日の総与信 144兆2,445億円

（注）億円未満切り捨て

地方銀行（64行）に対する検査・考查結果について

金融監督庁は、銀行法第24条等に基づき金融機関から平成10年3月期決算における自己査定結果の報告を受け、大蔵省財務局、日本銀行と連携しつつ、地方銀行（地方銀行協会加盟行64行）に対して、集中的な検査を実施した。その結果の概要は以下のとおり（詳細は別添参照）。

### 1. 総与信の査定結果（10年3月末、償却・引当後）

（単位：億円）

	分類状況				総与信
	I	II	III	IV	
当局査定（a）	1,269,905	158,079	13,042	1,343	1,442,445
自己査定（b）	1,289,910	144,095	8,320	57	1,442,445
（a）－（b）	▲20,005	13,984	4,722	1,286	—

（注）1. 総与信とは、貸出金、貸付有価証券、外国為替、支払承諾見返、未取利息、仮払金の融資関連科目をいう。

2. 自己査定（b）のIV分類には、信託勘定の分類債権37億円が含まれている。

### 2. 債却・引当の適切性（10年3月末）

（単位：億円）

当局査定に基づく 償却・引当額 ①	自己査定に基づく 償却・引当額 ②	要追加償却・引当 額 ①－②
21,094	15,776	5,292

（注）「当局査定に基づく償却・引当額①」は、当局査定に、原則として各行の償却・引当基準を適用して算出したもの。

## 検査・考查実施概要

項目	内容
目的	資産の健全性等に係る検査
対象金融機関	<p>64行 東北、七十七、足利、関東、横浜、北陸、南都、池田、広島、琉球</p> <p>以上10行は金融監督庁実施</p> <p>北海道、荘内、山形、東邦、群馬、武藏野、千葉、北越、山梨中央、八十二、駿河、大垣共立、三重、百五、富山、福井、滋賀、泉州、紀陽、但馬、鳥取、山陰合同、中国、阿波、百十四、福岡、西日本、親和、肥後、鹿児島</p> <p>以上30行は大蔵省財務局実施</p> <p>青森、みちのく、秋田、北都、岩手、常陽、千葉興業、東京都民、第四、十六、静岡、清水、北國、京都、大阪、山口、伊予、四国、筑邦、佐賀、十八、大分、宮崎、沖縄</p> <p>以上24行は日本銀行実施</p>
立入実施期間	8月24日から12月21日
1行当たり立入日数	16.8日
1行当たり投入人員	9.1人
1行当たり資産査定債務者数	3,674債務者
抽出率（金額ベース）	<p>56.1%</p> <p>(注)自己査定で分類債権とされたものの全額と正常債権で当局が指定した先を査定対象として抽出した。</p>
分類の定義	<p>I分類 : II分類、III分類及びIV分類としない資産      II分類 : 個別に適切なリスク管理を要する資産      III分類 : 最終の回収に重大な懸念が存在する資産      IV分類 : 回収不可能又は無価値と判定される資産</p>

[別添] [参考]

## 1. 自己査定の正確性

(単位：億円、%)

	I	II	III	IV	総与信
当局査定①	1,269,905	158,079	13,042	1,343	1,442,445
自己査定②	1,289,910	144,095	8,320	57	1,442,445
①-②	▲20,005	13,984	4,722	1,286	—
①-②/総与信		1.0	0.3	0.1	—

- (注) 1. 総与信とは、貸出金、貸付有価証券、外国為替、支払承諾見返、未収利息、仮払金の融資関連科目をいう。  
2. 自己査定 (b) のIV分類には、信託勘定の分類債権37億円が含まれている。

### ● 分類の正確性

(当局査定と自己査定のII～IV分類の合計額の差額を総与信額で除した率)

(率)	(該当行数)
1.0%未満	33行
1.0%～2.0%未満	12行
2.0%以上	19行

## 2. 債却・引当の適切性

(単位：億円、%)

総与信	当局査定 債却・引当額 ②	自己査定 債却・引当額 ③	要追加債却・ 引当額 ④=②-③	不足率 ④/①
1,442,445	21,094	15,776	5,292	0.37

- (注) 「当局査定債却・引当額②」は、当局査定に原則として各行の債却・引当基準を適用して算出したもの。

### ● 債却・引当の適切性

(不足率)	(該当行数)
0.15%未満	31行
0.15%～0.55%未満	20行
0.55%以上	13行

## 1. 自己査定による引当実績率の状況

### (1) 一般貸倒引当実績率

#### ① 正常先債権

平均 0.11%

(引当実績率)	(該当行数)
0.05%未満	11行
0.05%～0.15%未満	33行
0.15%以上	20行

#### ② 要注意先債権

平均 0.94%

(引当実績率)	(該当行数)
0.50%未満	12行
0.50%～1.50%未満	39行
1.50%以上	13行

- (注) 要注意先債権の半分程度は非分類債権(I分類)である。

### (2) 破綻懸念先Ⅲ分類の引当実績率

平均 39.72%

(引当実績率)	(該当行数)
30.00%未満	11行
30.00%～50.00%未満	12行
50.00%以上	41行

- (注) 破綻懸念先のⅢ分類については、一般貸倒引当とは異なり、個別債権毎に必要額を引き当てる。

## 2. Ⅱ分類債権について

### A 債務者区別のⅡ分類債権の状況（償却・引当前）

(単位：億円)

	Ⅱ分類額	(構成割合)
要注意先	132,665	( 83.7%)
破綻懸念先	12,717	( 8.0%)
実質破綻先	8,118	( 5.1%)
破綻先	4,743	( 3.0%)
その他	73	( 0.0%)
合計	158,413	( 100.0%)

### B 上記要注意先Ⅱ分類債権の開示及び保全状況（償却・引当前）

(単位：億円)

	金額	保全状況	
		担保等により 保全されている部分	担保等により 保全されていない部分
破綻先	—	—	—
延滞先	925	491	424
3か月以上延滞先	1,130	565	540
貸出条件緩和先	7,512	2,913	4,574
統一開示基準対象先	9,640	4,017	5,595
非開示先	122,994	50,429	72,541
合計	132,665	54,472	78,165
(構成割合)	(100.0%)	( 41.1%)	( 58.9%)

## ◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を発表

日本銀行は、6月28日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市场調節方針を下記のとおりとし、別添1のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。また、7～12月の金融政策決定会合の開催予定日を、別添2のとおりとし、これ

を公表することを決定し、同日対外公表を行ったほか、5月18日に開かれた金融政策決定会合の議事要旨を承認し、これを7月1日に公表した。

### 記

より潤沢な資金供給を行い、無担保コールレート（オーバーナイト物）を、できるだけ低めに推移するよう促す。

その際、短期金融市场に混乱の生じないよう、その機能の維持に十分配意しつつ、当初（注）0.15%前後を目指し、その後市場の状況を踏まえながら、徐々に一層の低下を促す。

（注）「当初」とは、2月12日金融政策決定会合時点。

(別添1)

平成11年6月28日  
日本銀行

### 当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、当面の金融政策運営について現状維持とすることを決定した（賛成多数）。

すなわち、次回金融政策決定会合までの金融市场調節方針は、以下の通りである。

より潤沢な資金供給を行い、無担保コールレート（オーバーナイト物）を、できるだけ低めに推移するよう促す。

その際、短期金融市场に混乱の生じないよう、その機能の維持に十分配意しつつ、

当初（注）0.15%前後を目指し、その後市場の状況を踏まえながら、徐々に一層の低下を促す。

（注）「当初」とは、2月12日金融政策決定会合時点。

（別添2）

平成11年6月28日  
日本銀行

#### 金融政策決定会合等の日程（平成11年7月～12月）

	会合開催	(参考) 金融経済月報公表	(議事要旨公表)
11年 7月	7月16日<金>	7月21日<水> ( 9月14日<火>)	
8月	8月13日<金>	8月17日<火> ( 9月27日<月>)	
9月	9月 9日<木> 9月21日<火>	9月13日<月> — ( 10月18日<月>) ( 11月 1日<月>)	
10月	10月13日<水> 10月27日<水>	10月15日<金> — ( 11月17日<水>) ( 12月 1日<水>)	
11月	11月12日<金> 11月26日<金>	11月16日<火> — ( 12月22日<水>) 未定	
12月	12月17日<金>	12月21日<火>	未定

#### ◆金融再生委員会、「転換権付優先株の転換権行使について」、「早期健全化法に基づく引当等の基準の一部改正（案）について」を公表

金融再生委員会は、6月29日、「転換権付優先株の転換権行使について」、「早期健全化法に基づく引当等の基準の一部改正（案）について」を公表した。その内容は、以下のとおり。

#### 転換権付優先株の転換権行使について

○ 早期健全化法に基づく資本増強に伴い引受けた優先株式について、整理回収機構が株主としての権利を行使する又はその処分を行う場合には、預金保険機構が承認することと規定されているが、金融再生委員会としては、特に転換権の行使については次のような方針とすることが適当であると考える。

○ 経営健全化計画の履行状況については、早期健全化法に基づき報告を求め公表することで銀行に自己規正を促すこととしている。経営健全化計画が的確に履行されている場合については、基本的には議決権の行使を目的とする転換権の行使は行わない。優先株式を処分する際の転換権の行使については、金融システムの安定化等、早期健全化法の趣旨や財産管理上の観点を踏まえ、具体的な処分方針について預金保険機構において検討を行う。

○ 他方、経営健全化計画の的確な履行が図られていない場合には、収益目標や市場からの信認の状況等を基準として、早期健全化法に基づき経営健全化計画に係る報告を求め公表するとともに、銀行監督上の必要な措置を講ずる。更に、早期健全化法に規定する普通株式の引受けの承認要件を満たす場合、その他これに準ずる次のような場合には、転換権の行使を検討する。

・ 直近の自己資本比率や収益指標等からみて経営が著しく悪化した銀行について、經

営体制の刷新等、経営管理を通じた適切な業務運営を確保することが必要である場合

- ・ 期中においても市場における当該銀行の信認が著しく低下し、その回復を図ることが必要である場合

### 早期健全化法に基づく引当等の基準の一部改正 (案)について

#### I. 趣旨

早期健全化法第3条第2項に基づく引当等の基準は、金融再生委員会が「金融機関等の有する債権の貸倒れ等の実態を踏まえて定める」とこととされているが、今般、公認会計士協会の貸倒引当金等の監査に係る「実務指針」が改正されたことから、こうした実態を踏まえ、引当等の基準の一部を改正することとする。

#### II. 内容

##### 1. 要管理債権や正常債権の引当（第2条関連）

要管理債権や正常債権の引当について、

貸倒実績率に加え倒産確率を使用することが可能であること、平均残存機関に対応する今後の一定期間の損失の額に基づくこと等を明確化する。

#### (現行)

過去の貸倒実績率 → 引当  
⇒ (改正案)

過去の貸倒実績率 → 平均残存期間に  
対応する今後の  
又は倒産確率 → 一定期間の損失額

→ 将来見込み等 → 引当  
必要な修正

#### 2. 適用（改正案附則）

平成11年4月1日以後開始する事業年度  
から適用する。

#### III. 手続き

本告示改正には意見提出手続き（パブリック・コメント手続き）を要する。

## 引当等の基準について

[現行基準]

公認会計士協会実務指針	引当等基準告示
○正常先債権・要注意先債権 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>貸倒実績率に基づく引当</u></li> </ul>	○正常債権、要管理債権 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要管理債権等とその他の債権に区分した上で、その区分毎に過去の<u>貸倒実績率に基づき引当</u></li> </ul>
○破綻懸念先債権 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担保非保全部分の必要額</li> </ul>	○危険債権 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担保非保全部分の必要額</li> </ul>
○実質破綻先債権・破綻先債権 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担保非保全部分の全額</li> </ul>	○破綻更生債権 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担保非保全部分の全額</li> </ul>

[改正案]

改正後の公認会計士協会実務指針	引当等基準告示（改正案）
○正常先債権・要注意先債権 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>貸倒実績率又は倒産確率に基づき今後の一定期間に発生が見込まれる損失率を求め、将来見込み等必要な修正を行う</u> (注) 今後の一定期間とは平均残存期間。信用リスクの程度を勘案して期間を見込む方法も妥当 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正常先：1年間</li> <li>・ 要管理先：3年間</li> <li>・ その他の要注意先：1年間</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: center;"><u>〔以下改正点なし〕</u></p>	○正常債権・要管理債権 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要管理債権等とその他の債権に区分した上で、その区分毎に過去の貸倒実績率又は倒産確率に基づき、平均残存期間に対応する今後の一定の期間において発生が見込まれる損失の額を求めこれに将来見込み等必要な修正を行なう</li> </ul> <p style="text-align: center;"><u>〔以下改正点なし〕</u></p>
○破綻懸念先債権 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担保非保全部分の必要額</li> </ul>	○危険債権 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担保非保全部分の必要額</li> </ul>
○実質破綻先債権・破綻先債権 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担保非保全部分の全額</li> </ul>	○破綻更生債権 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担保非保全部分の全額</li> </ul>

## ◆現行金利一覧 (11年7月15日現在) (単位 年%)

	金 利	実施時期( ) 内 前回水準
公定歩合		
・商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利率	0.5	7. 9. 8 (1.00)
・その他のものを担保とする貸付利率	0.75	7. 9. 8 (1.25)
短期プライムレート	1.375	11. 3.18 (1.500)
長期プライムレート	2.1	11. 7. 9 (1.9)
政府系金融機関の貸付基準金利		
・日本開発銀行	2.10	11. 7. 9 (1.90)
・中小企業金融公庫、国民金融公庫	2.10	11. 7. 9 (1.90)
・住宅金融公庫	2.50	11. 6.21 (2.40)
資金運用部預託金利 (期間3年~5年)	0.55	11. 6.11 (0.75)
(期間5年~7年)	0.95	11. 6.11 (1.10)
(期間7年以上)	1.60	11. 6.11 (1.70)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート（実施時期は同採用レートが最多となった時点）。

## ◆公社債発行条件 (11年7月15日現在)

		発 行 条 件	改定前発行条件
国 債 (10年)	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈7月債〉 <u>1.673</u> <u>1.8</u> <u>101.08</u>	〈6月債〉 1.311 1.4 100.78
割引国債(5年)	応募者利回り(%) 同税引後(%) 発行価格(円)	〈7月債〉 <u>1.031</u> <u>0.840</u> <u>95.00</u>	〈5月債〉 0.978 0.797 99.25
政府 短期 証 券	応募者利回り(%) 発行価格(円)	(11年7月12日発行分～) <u>0.048</u> <u>99.987</u>	(11年7月5日発行分～) 0.055 99.986
政府保証債(10年)	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈7月債〉 <u>1.788</u> <u>1.7</u> <u>99.25</u>	〈6月債〉 1.500 1.5 100.00
公募地方債(10年)	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈7月債〉 <u>1.841</u> <u>1.8</u> <u>99.65</u>	〈6月債〉 1.569 1.5 99.40
利付金融債(3年物)	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈7月債〉 <u>0.600</u> <u>0.6</u> 100.00	〈6月債〉 0.400 0.4 100.00
利付金融債(5年物)	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈7月債〉 <u>1.200</u> <u>1.2</u> 100.00	〈6月債〉 1.000 1.0 100.00
割引金融債	応募者利回り(%) 同税引後(%) 割引率(%) 発行価格(円)	〈7月後半債〉 0.250 0.210 0.24 99.75	〈7月前半債〉 0.250 0.210 0.24 99.75

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。  
2. 利付金融債については募集債の計数。

## 海外

### ◆バーゼル銀行監督委員会、市中協議用ペーパー「新たな自己資本充実度の枠組み」を公表

バーゼル銀行監督委員会は、6月3日、市中協議用ペーパー「新たな自己資本充実度の枠組み」(原題:A New Capital Adequacy Framework)を公表した(プレス・リリースについては、『日本銀行調査月報』1999年7月号参照。本文の仮訳は、日本銀行ホームページ(<http://www.boj.or.jp/>)に掲載されている)。

### ◆タイ中央銀行、公定歩合を引き下げ

タイ中央銀行は、6月25日、7月9日、公定歩合の引き下げ(7.0%→5.5%→4.0%)を実施した。

### ◆フィリピン中央銀行、政策金利および預金準備率を引き下げ

フィリピン中央銀行は、6月14日、21日、28日、7月5日、主要翌日物金利の引き下げ(借入金

利9.625%→9.5%→9.25%→9.125%→9.0%、貸出金利11.625%→11.5%→11.25%→11.125%→11.0%)を実施した。また、7月2日、預金準備率を引き下げた(14%→12%)。

### ◆ブラジル中央銀行、市場介入翌日物金利を引き下げ

ブラジル中央銀行は、6月24日、市場介入翌日物金利の引き下げ(22.0%→21.0%)を実施した。

### ◆ブラジル政府、インフレーション・ターゲッティングの導入を発表

ブラジル政府は、6月30日、金融政策のアンカーとしてインフレーション・ターゲッティングを7月より導入することを発表した(目標値は、99年末前年比+8%、2000年末同+6%、2001年末同+4%で、±2%の誤差を容認)。なお、採用する物価指数は、拡大全国消費者物価指数(IPCA指数)。